

福祉資格関係の教育サービス に係る紛争案件

報 告 書

平成3年11月27日

東京都消費者被害救済委員会

目 次

第1	紛争解決に向けての審議経過と結果	1
第2	紛争の概要	1
1	事件の概要	1
2	当事者	1
3	申立人らの主張	3
第3	あっせん・調停手続きの経緯	4
第4	解決案について	5
1	解決案	5
2	解決案についてのコメント	6
第5	報告に当たっての付加的意見	10
1	無認可校の問題	10
2	学校内容についての表示・広告の問題	11
3	教育と営利事業との問題	12
(別表)		14

<資 料>

・東京都消費者被害救済委員会処理経過	17
・解決案受諾勧告文	19
・「東京都消費者被害救済委員会」委員名簿	21

第1 紛争解決に向けての審議経過と結果

平成3年3月14日に東京都知事より付託を受けた標記の案件について、本委員会はあっせん部会を設け当事者及び参考人からの事情聴取、資料検討等を行い事実関係の把握に務め、あっせん成立に向け努力してきたが、相手方ら（事業者側）があっせんに応じないという事情のために、あっせんを打ち切らざるを得ない事態となった。

引き続き本委員会は、可能な限りの手段を尽くし解決を図る方針に基づき、調停部会を設け、それまでに調査、収集した資料・情報を基に解決案を作成して、全ての当事者に受諾勧告を行ったが、申立人ら（元生徒）全員は受諾したものの、相手方らの受諾は得られなかった。

本委員会は、本委員会の紛争解決手続きである「あっせん」「調停」が、上記のとおり、いずれも相手方らの拒否により不調となったため、本委員会による紛争解決は不可能と判断し、紛争解決に関する手続きを打ち切ることにした。

第2 紛争の概要

1 事件の概要

東京福祉専門学院は学校教育法第82条の8又は第83条により認可された専修学校又は各種学校ではないが、福祉資格（介護福祉士）の取得及び福祉施設への就職と関係があるような広告や説明を行い、生徒を募集して入学させた。

申立人ら（元生徒）は、この広告等を信用して、卒業すれば資格が取得できると思い平成元年4月に同学院に入学したが、後に広告や入学説明と実態が異なるのではないかと疑問をもつようになり、たびたび教師らに説明を求めたが、納得できる説明が得られないまま平成元年12月に至った。そしてこの時期になって初めて教師から、卒業しても資格とは無関係である旨の説明がなされた。

申立人らは、これらの事実を東京都消費者センターに苦情として申し立て、消費者センターが東京福祉専門学院と事件解決のため交渉したが、同学院側は申立人らの過失であるとして取り合わなかったので本委員会に解決が付託されるに至ったのである。

なお、東京福祉専門学院は、平成2年3月に閉校している。

2 当事者

- ① 申立人（消費者、元東京福祉専門学院生徒）

A 女性 19歳 (以下「申立人A」という。)

B 女性 41歳 (以下「申立人B」という。)

C 女性 18歳 (以下「申立人C」という。)

D 男性 19歳 (以下「申立人D」という。)

E 女性 18歳 (以下「申立人E」という。)

(注 年齢はいずれも入学当時のものである。)

申立人5名は、いずれも「東京福祉専門学院」(以下「本学院」と略す。)の募集広告・パンフレットを見て応募し、平成元年4月(申立人Dは6月)に本学院に入学したものである。

② 相手方 (事業者、元東京福祉専門学院の学院長及び実質的責任者)

A 元学院長 (以下「相手方A」という。)

東京福祉専門学院は既に閉鎖されているが、相手方Aは本学院の校長であったとともにその経営母体である(有)東京教育会の代表取締役である。同人は、申立人らが入学以降、入学式に出席したのみで、それ以外はほとんど来校したことがないといわれており、本学院の実質的な責任者であったと判断することはできない。しかしながら、文書上は本学院の責任者として表示されているので本件の相手方として取り扱うことにした。

相手方Aについて上記の事情があることから、本学院の設置・運営につき実質上責任を有する者を当事者に加える必要があると考えられたので申立人、参考人からの聴取に基づき、下記の2名を本件の相手方に追加するととした。

B 本学院の実質的責任者 (以下「相手方B」という。)

[追加した理由]

- ① 申立人及び参考人の陳述によれば、相手方Bは、本学院の校舎内(学院事務室)において本学院の管理に当たっており、関係者(教職員ら)から理事長と呼ばれており、同人が口頭でこれら関係者に命令、指示、学務用品購入の許可等を行って

いた事実が認められる。

申立人らも同人を本学院の理事長であると認識していた。

- ② 本学院の平成元年4月22日から25日までの間に行われた東京都立大島セミナーハウスにおける研修セミナーに申立人らを引率し、同セミナーの中心的人物として参加していた。
- ③ 本紛争が発生し、申立人らが東京都総務局学事部に苦情申立をした際に、学事部の事情聴取に相手方Bと次記の相手方Cらが関係者として対応していた。

C 本学院の実質的責任者（以下「相手方C」という。）

〔追加した理由〕

相手方Cについても、申立人及び参考人の陳述によれば、相手方Bと同様に本学院の管理に当たっており、相手方Bに係る③と同じ事情が認められるほか、相手方Bと実質的に行動を共にしており、本学院の経営や実務に関与していたと思われることから、当事者の一人として対応すべきであると判断した。

なお、平成元年12月に、相手方Cは申立人Bを呼び出し、本紛争について問いただしている。

3 申立人らの主張

申立人らに共通する主張は、大略つぎのとおりである。

- ① 申立人らが本学院に入学を決意した主な動機は、パンフレット等の記載から、本学院で勉学すれば、容易に社会福祉関係の国家資格ないしその受験資格が得られ、将来同人らの希望した社会福祉関係の仕事に従事することができると思ったことである。
- ② 申立人らは、それぞれ所定の手続きを行い、請求された諸費用を本学院に納入し、平成元年4月（申立人Dは6月）に本学院の夜間部に入学した。
- ③ 申立人らが本学院に入学した当初から、学院の施設及び授業内容、教科書配布等不備な点が多く、申立人らの期待を裏切るものであった。
- ④ 本学院における修学と取得目標の国家資格の関係については、本学院関係者の説明が、終始一貫せずあいまいな説明に終始していた。
- ⑤ 平成元年12月頃、申立人らは本学院の修学が国家資格ないしはその受験資格と無関係であることを本学院教師に確認したことから、入学目的と違った実体であることを知り、同時に、授業内容等も含めて本学院に対して明確に疑問と不満をもつようになり、東京都総務局学事部や東京都消費者センターに相談したが、それら機

関の交渉等によっても相手方から明確な満足のいく対応が得られなかった。

⑥ 同じ頃から、申立人らは本学院における勉学の意欲を失い、通学をやめ、平成2年2月から3月にかけて本学院の責任者宛に、いい加減な本学院の実体に対する抗議と既払金の返還等を要求する書面を郵送した。

⑦ 以上の諸事情から、申立人らは、本学院に支払った金銭（別表のとおり）の全額の返還を相手方に要求するものである。

第3 あっせん・調停手続きの経緯

本委員会のあっせん部会は、本件の事実関係を知るために、申立人ら本人、本学院の元教師、東京都総務局学事部の担当者らから事情を聴取し、また、諸種の資料の収集に努めた。

さらに、相手方からもこの間の事情を聴取すべく、下記のように再三あっせん部会への出席を要請したが、相手方3名は、いずれもあっせんに応じないとの態度を固持し、出席を拒否した。

その理由は、相手方Aは、本付託案件については裁判で決着をつけたいというものであった。また、相手方B、Cは、自分たちが本付託案件について出席し対応すれば、即自分たちが本付託案件の当事者とされるおそれがあるから出席は拒否するということであるとも思われたので、相手方B、Cに対して、当事者でないとするのであれば、その旨を明示したうえで、参考人として出席することも認められるとして、再度出席を求めたが、これも拒否されている。

（相手方Aへの連絡方法）

平成2年12月27日・・・事務局から本件を消費者被害救済委員会へ付託する予定であることを通知。（郵便）

平成3年3月15日・・・事務局から消費者被害救済委員会に付託したことを通知。（郵便）

6月26日・・・部会長からあっせん部会への出席依頼通知。（郵便）

7月1日・・・部会長から再度あっせん部会への出席依頼通知。（郵便）

(相手方B、Cへの連絡方法)

平成3年6月7日・・・部会長から本付託案件について当事者として追加する旨の通知。(郵便)

6月12日・・・部会長からあっせん部会への出席依頼通知。(郵便)

7月1日・・・部会長から再度あっせん部会への出席依頼通知。(郵便)

なお、この間、事務局から繰り返し電話による説明、説得を行い出席を求めている。

以上の経過からみて、相手方らに対してこれ以上あっせん部会に出席し、事情聴取に応ずるべく説得に努めても翻意を得ることはできないと判断し、あっせんの手続きを打ち切った。

本委員会は、本件の解決に向けさらに手段を尽くすため、調停による解決を図ることとし、相手方らからの事情聴取を行い得ない状況ではあったが、これまで行った調査等で知り得た事実関係を基に、解決案を作成し、平成3年10月21日、この解決案を全当事者に郵送し、その受諾を勧告した。

申立人らはそれぞれ全員が解決案を受諾したが、相手方らからは、回答期限の11月11日を過ぎても回答がないため、本委員会は相手方らが受諾を拒否したものとして、調停が不調となったことを確認し、本件解決のための手続きを打ち切ることとした。

(注 解決案受諾勧告文には、期限までに回答がないときは、本解決案を受諾しないものとして処理する旨の記載をした。)

第4 解決案について

解決案の作成にあたって、相手方らによる事情説明、意見の開陳等が行われていれば、それをも考慮に入れて、解決案を作成する可能性もあったと考えられるが、相手方らの出席が得られずに解決案を作成せざるを得なかったことは、本委員会の甚だ遺憾とするところである。

1 解決案

- ① 申立人らと相手方らとの間に存したと思われる教育役務とその施設利用を内容とする契約を合意で解約する。
- ② 相手方らは、連帯して、申立人らそれぞれに対して、別表に示す金額を平成3年12月27日までに持参又は送金して支払う。
- ③ 相手方らは、本件申立人ら以外の同様の申出者に対しても、本解決案に沿った処

理をする。

- ④ 申立人らと相手方らの間には、本解決案に示した事項以外には何らの債権債務は存在しないことを確認する。
- ⑤ 本件の処理に関して、当事者がこれまでに支払った費用は各自の負担とする。
- ⑥ ②の履行については、東京都消費者被害救済委員会事務局の職員が立会い又は確認する。

2 解決案についてのコメント

- ① 解決案②の金額は、申立人らが相手方らに支払った金額の全額である。これはすでに述べたように、相手方らがあっせん部会の聴取に応じておれば、その主張を考慮に入れて、申立人らの一部負担を認めることなどもあるいは考えられたであろうが、相手方らの、部会への出席拒否により事情聴取も全く行い得ない以上、申立人らに一部の負担等を認める根拠を欠き、次に述べる理由から、申立人らの主張を認めたことによる。

(理由)

申立人らがすでに支払った金額の全額の返還を相手方に求めることとしたのは、申立人らが、本学院の生徒募集パンフレット等にうたわれていたことに基づいて得たと認められる本学院についての認識並びに申立人らに本学院への入学を決意させた諸事情を、本学院入学後の現実と比較するとき、申立人らが本学院に入学することによって期待したことと、現実の本学院による給付との間に、極めて大きな落差があり、到底申立人らの入学の目的を達成することができるものではなかったと判断したことによるものである。

- ② 申立人らの中には、貴重な青春の一年間が本学院に入学したことで無意味に過ぎたことに対し、いきどおりを感じ、相手方らに対し慰謝料の支払いをも求めたいとの意向を示す者もいたが、裁判所における手続きにおいてであればともかく、相手方らの主張を直接聞くことなしに、相手方らに慰謝料の支払いを求めることは適当でないと判断したので、これを本解決案の内容としないこととした。

以上のように判断した根拠を示すと次のとおりである。

ア 生徒募集の実態と申立人らの入学目的

本学院に申立人らが入学を決意したのは、本学院の広告・募集要項等の記載が申立人らの修学目的と一致していると判断したためであり、特に、社会福祉関係の仕

事と関係する介護福祉士の資格の取得ないしはその資格取得のための受験資格の取得に結びつく判断したためであるといえる。しかしながら、本学院における修学は、介護福祉士の資格取得にも、またその資格取得のための受験資格の要件の充足にも結びつくものではないので、かかる申立人らの本学院における修学についての判断の根拠となった本学院の生徒募集の実態についてみると次のようなことが認められる。

- a 当時相手方らが使用しており、申立人らの中にもそれを見て本学院についての知識を得た者もある全国学生協会発行の「東京ひとり暮らしライフブック」に掲載されている本学院の広告には、「介護福祉士・社会福祉主事任用資格」の表題の下に、※学科／社会福祉学科、医療情報学科、介護福祉学科、心理技法学科、福祉経営学科 ※卒業後の進路／福祉事務所、老人ホーム、自営介護士 ※就職指導／万全の各人の適性に合った指導 ※学生生活／9：30～15：30（昼）18：30～21：00（夜） ※選考方法／書類選考 の記載がある。
- b 当時の本学院の募集パンフレットによれば、※「取得資格&将来の職業」という表題のもとで、「本学卒業者は養護老人ホーム、心身障害者施設、心身障害者センター、地方自治体の社会福祉施設、カウンセラーなど、又3年の実務によって介護士試験を受け、資格を取得することもできます。」という記載があり、その記載のすぐ下に、1年次～3年次の授業についての記載をして、各学年に基本授業あるいは一般授業及び「実習」が掲げられている。

また、同パンフレットは、※「各種資格検定講座」表題の下に「入学後介護士資格講座を初め、秘書検定、ワープロ検定、簿記検定、販売士、英検など社会活動に必要な資格も取得することもできます。」と記載している。

さらに、募集要項には「ご父兄の方に」として「――本校は、資格、技術、就職の3大目標のもとに、役に立つ資格、生かせる技術、愛ある人生の理念のもと体系的な教育システムのもと――どうぞ、ご安心の上お任せください。」と記載されている。

- c 同じく、本学院の募集広告には、初歩から合格まで導く優良専門校として、同一の住所、電話番号のもとに、「司法書士――中央法律専門学院」、「旅行事務取扱主任者――東京観光ホテルトラベル専門学院」、「コンピュータ、情報処理技術2種――東京コンピュータ工学専門学院」等との表示が11種なされており、その末尾に「介護福祉士、社会福祉主事任用資格――東京福祉専門学院」の記載がある。
- d さらに、前記の「東京ひとり暮らしライフブック」の中の「学校案内」と称す

る広告によれば、国立大学（例えば、東京大学、一橋大学）、公立大学、私立大学（例えば、慶応大学、早稲田大学）、専門学校及び専門校（相手方らの経営する専門学校とともに上記Cで記載した11の専門学院が表示されている）として記載され、本学院があたかも上記表示の学校と同じような程度のものであるかのごとき記載となっている。

これらを総合的に判断すると、相手方らは、本学院の学生募集に際して、本学院における修学によって、介護福祉士の資格を得ること、あるいは少なくとも介護福祉士試験の受験資格を得ることができると誤認するような広告及び募集要項を作成し、それを補強するような各種の記述を行っていたことが認められる。すなわち、a及びcの記載は、本学院における修学によって介護福祉士の資格を取得することができると誤認させるような記載であり、bの記載は、介護福祉士資格を得るための受験の要件である「3年の実務経験」が、授業として設けられた3年間の実習によって充足されるという趣旨に読めるような記載、レイアウトであり、また、dの記載は、本学院があたかも同じく記載されている各大学と同じレベルのものであるかのごとき錯覚を誘引するものということができる。

これらの相手方らの生徒募集のための広告・要項等の記載から判断すると、申立人らが、これらの記述によって、本学院における修学によって介護福祉士の資格を得ることができると誤認し、あるいは介護福祉士試験の受験資格を得ることができると誤認して本学院に入学したことを、申立人らの責めに帰することはできないと考えられる。したがって、申立人らの本学院における修学についての期待は、基本的に充足され得ないものといわなければならない。なお、申立人らが事前に十分に調査をして入学すれば、このような被害を受けることがなかったということもできようが、申立人らの入学前の状況を考慮すればそれを求めることは困難であり、むしろ不明確な、また誤認を招くような生徒募集についての記載を信頼することが自然といえ、とがめられるものではない。申立人Cの出身高校の進路指導教師も、同人が本学院への入学について相談した際に、上記の各記載等から、肯定的な助言をしているのである。

イ 本学院における申立人らに対する給付の状況

申立人らの本学院における修学は、申立人らの目的を充足することができないものであり、また申立人らとその目的を充足するに足りる学院であると誤認したことについては、申立人らの責めに帰することができないこと、アにおいて述べたとお

りであるが、申立人らはそのことを明確に知らされないまま、本学院での修学を平成元年4月ないしは6月から12月頃まで続けていたので、その間に申立人らが受けた相手方らによる給付（教育役務とその施設利用）についても、一応その内容等について判断しておくことにする。

- a 本学院には、教師として常勤（専任）2名、非常勤5名が勤務しているとされていたが、専任とされていた者の1名は他の専門学校講師や他の仕事をしていて実質的には非常勤であり、必ずしも十分な授業や学生指導を行い得ない状況であったと考えられる。
- b 既に刊行されていた教科書の配布が夏休みまでずれ込み、前期の授業が終わってから配布されるというものもあった。
- c 授業時間数は募集要項記載の時間数よりも少なく、また休講が多い授業もあり不十分な授業時間数に終わっていると思われる。
- d 福祉の授業と関係のある設備は殆どなく、生徒が通常利用できる図書室もなかった。
- e 募集要項に独習室の充実をうたっているが、実際は空教室を自習室として時間貸ししていた。

これらの諸事情から判断すれば、申立人らが本学院で受けた授業や学生指導は、それ自体をみても十分とはいえず、申立人らに、その目的の如何とは別に、募集要項や入学案内等で表明していた有意義な給付を行ったものと判断することは困難である。

なお、本学院における事業活動は、後に認可校として設立された「X専門学校」の準備的かつパイロット的なものとして、一種の市場調査的な役割を果たすものとして行われていたとみられ、従って、給付の内容等が不十分なものになったとも考えられる。

ウ 申立人らに対する相手方の対応

申立人らに対する相手方らの対応についても、つぎのような事実が認められる。

- a 本学院における修学と介護福祉士の資格との関係について申立人らが誤認していたことは前述のとおりであるが、この点について、平成元年12月になって初めて、面接で常勤教師から申立人の一人に対して「このままいっても資格は取れませんよ。続けますか、続けませんか。」という発問がなされ、本学院を卒業しても介護福祉士の資格が取れないことが明確になった。

b 上記aの内容が申立人らに判り、申立人らが不安になって東京都総務局学事部に相談に行ったところ、そのことが相手方らに伝わって相手方らは申立人らのうちの一人を呼出し、詰問した。そのことから、申立人らは、平成元年12月半ば以降、登校することに恐怖を覚え、授業に出席しなくなっている。

以上のア、イ、ウに記載した事情から判断すると、申立人らが平成元年12月半ば以降、授業を欠席するに至ったことは、本学院における修学が申立人らの修学目的と一致しないことを認識したこともあり、当然といえることができる。

第5 報告に当たっての付加的意見

本件の背景として、非常に重要な社会的問題点が存在すると考えられるので、これにつき付言する。

1 無認可校の問題

本案件で取り扱われた本学院は、いわゆる無認可校、すなわち学校教育法に定められた基準に基づく認可を得ず、同法による所管の官庁の監督も受けない教育施設であった。

そもそもなんらかの方針に基づき教育事業を行うための施設を開設しようとする場合において、学校教育法に定められた種類のいずれかに該当する学校として設置し、認可を受けるか、それとも同法とは関係なく、自由に教育活動を行うものとして開設するかは、各人の自由に委ねられたことである。この選択の自由が認められていることは、憲法上保障された教育の自由にも属するともいえる重要な事柄である。しかしながら、このことは決して、学校教育法上の規制・監督を受けないものとしての無認可校が、教育施設としての十分な実質を備えず、野放図に運営されてよいということの意味するものではない。むしろ、無認可校であれば、より厳格にそこにおける教育の実質を確保し、充実に努めることが求められるとさえいえることができるであろう。

ところが、最近における教育をめぐる状況は、無認可校の著しい増加をもたらしている。その背景としては、高校卒業人口の増加、大学入学の困難化、教育の個性化、生涯教育を含む社会教育に対する要求の増大、そして教育の商業化傾向などをあげることができよう。このような無認可校の増加現象を背景として、無認可校のなかには必ずしも本来の教育の理念に立脚せず、営利主義に走るという傾向も生まれていると

思われる。

このような傾向に対してどのように対処してその是正を図ったらよいかについては、困難な問題が認められる。まず、学校教育法上の監督権限を与えられた官庁が無認可校についてまで監督を行うべきかといえば、上述の理念からすれば、事柄はさほど簡単ではない。そのような公的権限の行使が、監督を受けない自由な教育を目指して行われている活動にまで官庁が容喙することにつながりかねないからである。

しかしながら、教育の名において、学校制度の在り方の基本すらも無視した不当な事業活動が行われている場合に、教育に関する行政官庁が全く放任しておいてよいかという問題もあると考えられるので、場合によっては最低限の必要な介入が好ましいとされる場合もありうるということも指摘しておきたい。

しかしながら、教育官庁が介入することが適当でないという場合に、これを放置しておくことが妥当ということとはできない。そして、この場合に登場を期待されるのは、市民の消費生活を守ることを責務としている消費者行政である。即ち、教育を名とする悪質な営利的事業に対しては消費者の権利を守るという観点からの行政の対応が必要になると考えられる。そうでなければ、行政の狭間のなかで、市民がその権利を踏みにじられるという許されない不正義がまかり通ることになってしまうであろう。この意味で、この種の行政間領域の問題については、教育行政と消費者行政の密接な協力、連携が要請されるのである。

2 学校内容についての表示・広告の問題

問題を消費者問題の角度から捉えた場合、最も重要な点と考えられるのは、学校内容の表示及び広告の問題である。

青少年が向学の志を抱いて、自分の希望に合った教育施設を選択しようとする際に、振り所とするのは、特に無認可校については、その学校が発行する学校案内、あるいは、新聞・雑誌などに掲載される広告である。この種の表示が正確にその学校の内容を示していて、希望者が誤らずに選択できるようになっていることの必要性及び重要性はいくら強調しても過ぎることはないであろう。

この点、学校教育法上の専門学校、各種学校などについては、専門学校各種学校協会において学生募集広告に関する自主規制が行われるなど、ある程度の過剰広告の防止などについて努力が行われている。

ところが、無認可校においては、この種の自主規制も存在しないので、表示・広告の内容において、正確でない表現、時には著しく過剰と思われる表現が行われている場合が少なくないようである。

このような問題のひとつとして、一定の国家資格の取得を志す若者が、その学校を卒業すれば、当然にあるいは有利にその資格を取得できるかのように誤認させる表示をあげることができる。

そのような場合にも、広告やパンフレット類の文章表現においては、明確に、国家資格の取得を保障したり、その資格取得の条件が充たされるとするような文面となることを回避するための工夫が施されていて、志望者が勝手に誤解をしたと言い逃れできるような表現が用いられていることが通常である。しかし、専門家からすれば誤認するはずのない表現であっても、志望する若者はまさにその時点では素人なのであるから、これらの表示・広告には、誤認の可能性を排するための十分な配慮が要求されて然るべきである。

また、授業内容、教育施設などについての正確な表示も不可欠である。学校内容については、カラフルで豪華なパンフレットであったり、授業内容・教育施設が充実・完備しているような記載がされていたりすることが多いが、実際には、宣伝通りの授業が行われていなかったり、設備も貧弱であったりする場合が少なくない。

さらに指摘すれば、学校教育法上必ずしも禁止されていないが、認可校と紛らわしい名称、例えば、〇〇専門学院、〇〇専門学園、〇〇専門校などが用いられていることが多いことも問題である。また、高校中退者にあたかも高校卒業や短大卒業の資格を与えるかのような表示、単に既存の大学の通信教育課程の受講を援助するだけの内容について大学卒業の道を開いているかのような表示など、問題と思われるものも少なくないようである。さらには、全く実体のない名称のみの学校を宣伝し、応募者があればそれから実体を備えるのだと弁明するような広告及び経営者の例もあり、著しく問題であると考えられる。

3 教育と営利事業との問題

以上のように考察してみると、問題は、青少年を相手とする教育事業が、教育という崇高な目的のためというよりも、営利の目的のために行われていることに根本的な問題が存するといわざるをえず、それがため、場当たりの経営もしばしばみられ、消費者被害の温床になっていると思われる。

営利目的ということになると、入学金、授業料などを低額に押さえて、教育内容を低いレベルに止めるという傾向が現れることも考えられるが、このこと自体が甚だ問題であるといえよう。まして、相当の、例えば認可校並みの授業料を徴収して、全くこれに見合うだけの教育給付がなされないということがあれば、これは著しく問題である。これらの場合には、入学により達成しようと思った目的の達成不能ということ

で、契約の全面的解除、支払った金員の全部返還という解決が計られてもよいケースがあると考える。

いずれにせよ、教育という事業が、営利目的で行われること自体に問題があるのに加えて、それが不当な活動を伴っていることが放任されるべきではない。国及び都において、高い見地から、この問題に対する真剣な取り組みがなされることを要望したい。

(別表)

支払金額一覧表

	金 額
申立人 A	5 4 9 , 2 6 4 円
申立人 B	4 2 9 , 0 0 0 円
申立人 C	4 0 2 , 0 0 0 円
申立人 D	5 0 1 , 2 6 4 円
申立人 E	4 5 9 , 2 6 4 円

<資 料>

・東京都消費者被害救済委員会処理経過	17
・解決案受諾勧告文	19
・東京都消費者被害救済委員会委員名簿	21

東京都消費者被害救済委員会処理経過

会 議 名	開 催 年 月 日	審 議 事 項 等
委員会	平成 3年 3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争案件の付託 ・あっせん部会の設置
あっせん部会 (第1回)	3年 4月 4日	<ul style="list-style-type: none"> ・案件の経過説明 ・資料検討、質疑 ・今後の対応を検討
あっせん部会 (第2回)	3年 4月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人(A、B)からの事情聴取
あっせん部会 (第3回)	3年 5月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人(C、D、E)からの事情聴取 ・参考人(元教師a)からの事情聴取
あっせん部会 (第4回)	3年 5月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の対応につき検討
あっせん部会 (第5回)	3年 6月 7日	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方(事業者)への対応を検討 ・相手方として、実質的責任者と判断した2名(相手方B及びC)を追加 ＊6月12日、相手方B、Cに第7回部会へ出席依頼発送 ＊6月15日、相手方B、Cから出席しない旨電話回答
あっせん部会 (第6回)	3年 6月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都総務局学事部からの事情聴取 ・今後の対応を検討

あっせん部会 (第7回)	3年 6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の対応を検討 *相手方Aに第8回部会への出席依頼発送 (6月28日 出席しない旨電話回答) *7月1日、相手方3名に再度出席依頼発送 (7月3日、相手方Bから出席拒否の電話回答。相手方Cは依頼文の受取拒否)
あっせん部会 (第8回)	3年 7月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の対応検討 (相手方 欠席)
あっせん部会 (第9回)	3年 7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・参考人(元教師b)からの事情聴取 ・今後の対応を検討
あっせん 打合せ会	3年 7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長ほか1委員が、参考人(元教師a)及び申立人Aから再聴取
あっせん部会 (第10回)	3年 7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の対応 ・あっせん部会報告(案)の検討
あっせん部会 (第11回)	3年 8月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん部会報告(案)の検討 ・あっせん部会報告を決定(あっせん不調) *調停部会設置
調停部会 (第1回)	3年10月 3日	<ul style="list-style-type: none"> ・解決案(調停案)の検討、作成
委員会	3年10月 3日	<ul style="list-style-type: none"> ・調停部会の解決案について意見を述べる (調停部会の解決案を承認) *10月21日、全当事者に解決案を提示し 受諾を勧告 *全ての申立人らから、受諾するとの回答 *全ての相手方らから、無回答で期限経過 (調停不調)
委員会	3年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の決定

(解決案受諾勧告文)

3都救済委員会第1号
平成3年10月21日

様

東京都消費者被害救済委員会
会長 高柳 信一

「福祉資格関係の教育サービスに係る紛争」の解決案の
受諾勧告について

東京都消費者被害救済委員会は、平成3年3月14日、東京都知事から標記の紛争処理の付託を受けました。

以来、公正かつ速やかな解決を目指して取り組み、これまで調査収集した資料・情報等を踏まえ、下記の「解決案」を作成しました。

本委員会は、全ての当事者が本調停の解決案を受諾することを勧告します。

記

1 解決案

(1) 双方の当事者らの間に存したと思われる教育役務とその施設利用を内容とする契約を合意で解約する。

(2) 事業者側当事者ら（ —〔3名の氏名記載〕— ）は、連帯して、消費者側当事者ら（ ———〔5名の氏名記載〕————— ）それぞれに対して、別表に示す金額を平成3年12月27日までに持参又は送金して支払う。

(敬称略)

(3) 事業者側当事者らは、本件の消費者側当事者ら以外の同様の消費者に対しても、本解決案に沿った処理をする。

- (4) 双方の当事者らの間には、本解決案に示した事項以外には何らの債権債務は存在しないことを確認する。
- (5) 本件の処理に関して、当事者がこれまでに支払った費用は各自の負担とする。
- (6) (2) の履行については、東京都消費者被害救済委員会事務局の職員が立会い又は確認する。

2 本調停に対する回答

解決案を受諾するか否かを、別紙（回答書）の用紙により、同封の返信用封筒で御回答ください。

3 回答期限

平成3年11月11日

4 回答が無いときの処理

期限までに回答がないときは、本解決案を受諾されないものとして処理します。

「東京都消費者被害救済委員会」委員名簿

委員 (11名)

氏 名	現 職	備 考
学識経験者委員		
高柳 信一	専修大学 法学部教授	会 長 調停部会委員
清水 誠	東京都立大学 法学部教授	会長代理 あっせん部会委員 調停部会委員
正田 彬	上智大学 法学部教授	あっせん部会長 調停部会長
野村 宏治	弁護士 (第一東京弁護士会所属)	調停部会委員
上村 正二	弁護士 (東京弁護士会所属)	あっせん部会委員 調停部会委員
消費者委員		
中村 紀伊	主婦連合会 副会長	
並木 良	東京都地域婦人団体連盟 副会長	
寺田 かつ子	東京都地域消費者団体連絡会 代表委員	あっせん部会委員
事業者委員		
本庄 正則	東京商工会議所国民生活委員会 副委員長	
菅谷 頼道	東京都中小企業団体中央会 会長	あっせん部会委員
小林 福一郎	東京都商工会連合会 専務理事	